

日本臨床発達心理士会 災害時派遣メンバー規程

(目的)

第 1 条 本規程は、災害時に被災地に派遣される一般社団法人日本臨床発達心理士会（以下、本会）会員が有効に活動できる事項について取り決めるものである。

(任務)

第 2 条 災害時派遣メンバーは、被災地において本会が設置する災害対策本部が定める活動を行う。

2. この活動には、被災地での視察、直接支援、間接支援、ならびに、本会会員に対する活動報告を含む。

3. 本メンバーは、年に 1 回、開催される連絡会議に出席する。

(立場)

第 3 条 災害時派遣メンバーは、募集に応じて自発的に申し出て、災害時派遣メンバーリストに登録される。このリストは士会事務局が保持する。

2. メンバーの募集は毎年、4 月に行われる。

3. 本メンバーは、カリキュラムに応じて必要な知識・技能を自己研鑽によって身に付け、災害時に備えることが義務付けられる。

4. **居住地域や研鑽による準備状態に応じて**、被災地に派遣される。

5. 研鑽の状況については、定期的に報告する。

(費用)

第 4 条 災害時派遣に関わる費用は、リスク対応基金や災害支援募金から支給される。 2. 災害時派遣メンバーは、災害派遣時にボランティア保険に加入する。費用は「災害支援」費用から支払われる。

(期間)

第 5 条 災害時派遣メンバーでいる期間は、登録されてから辞退するまでである。辞退は任意の時に行える。辞退の届け出は事務局に対して行う。

2. 以下の場合には、自動的に登録から抹消される。

一 日本臨床発達心理士会の会員でなくなった時

二 臨床発達心理士の資格を失った時

(本規程にない事項)

第 6 条 本規程に定められていない事項については、執行部会の決議によって決定する。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は理事会の決議による。

附則

施行：2026年2月 21日